

岩手県告示第494号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れ（以下「物品購入等」という。）に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 物品購入等の種類

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 印刷物類
- (3) 家具類
- (4) 電気器具類
- (5) 機械器具類
- (6) 精密機械類
- (7) 医療器具・薬品類
- (8) 燃料油脂類
- (9) 車両・船舶類
- (10) その他の物品

2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（(1)に規定する者を除く。）でないこと。
- (3) 法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあつては、許可等を得ている者であること。
- (4) 物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）第8条第1項の規定に基づき資格の取消処分を受けた者にあつては、その期間を経過していること。

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な提出書類

- ア 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）
- イ 物品購入等競争入札参加資格審査調書
- ウ 債権債務者登録票
- エ 許可等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていることを証する書面
- オ 登記事項証明書（個人にあつては、営業証明書）
- カ 納税証明書
 - (ア) 県内に事務所又は事業所を有する者
 - a 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目の納税証明書
 - b 申請日の属する年の直前1年間に納付した消費税の納税証明書
 - (イ) 県内に事務所又は事業所を有しない者
 - a 申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税の納税証明書
 - b 申請日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書

- キ 印刷設備保有状況等調書（印刷物類に係る資格審査を受けようとする者に限る。）
- ク 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書
- ケ 法人にあつては申請日の属する年の前年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関する書類をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し

(2) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書、債権債務者登録票及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本円の金額を記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載すること。

(3) 申請書等の交付場所及び提出場所並びに問合せ先 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表右欄に掲げる場所（郵送により申請書及び債権債務者登録票の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局又は別表の右欄に掲げる提出場所のいずれかに郵送することができる。なお、既に物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程第2条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が令和5年3月31日までの物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、この告示に定める資格を取得した者とみなす。

(5) 提出部数 1部

(6) 申請書等の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に定める県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 この告示に定める資格の有効期間は、資格を付与された日から令和3年3月31日までの間とする。

(2) 資格の有効期間の更新手続

ア 平成31年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年岩手県告示第941号。）4(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、3(6)の期間に3(1)に掲げる提出書類を3(3)の提出場所に提出すること。

イ (1)の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続に関しては、令和2年12月中に告示する。

別表

事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所
盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局盛岡審査指導監
奥州市 胆沢郡	県南広域振興局奥州審査指導監
花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局花巻審査指導監
一関市 西磐井郡	県南広域振興局一関審査指導監
釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局釜石審査指導監
宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）	沿岸広域振興局宮古審査指導監
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局大船渡審査指導監
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち野田村及び洋野町	県北広域振興局久慈審査指導監
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	県北広域振興局二戸審査指導監

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次の方法によってください。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請者にとっては、この表の左欄に掲げる主たる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出してください。
 - (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請者にとっては、この表の左欄に掲げる県内の事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所のうちいずれかの場所に提出してください。
- 2 提出場所が県南広域振興局花巻審査指導監の場合については、次の場所に提出することができます。
- (1) 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- 3 提出場所が県南広域振興局一関審査指導監の場合については、県南広域振興局土木部千厩土木センターに提出することができます。